

安中市立第二中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）、「群馬県いじめ防止基本方針」（平成 25 年 12 月）、「安中市いじめ防止基本方針」（平成 28 年 10 月）をふまえ、「第二中学校いじめ防止基本方針」を定めた。

その後、全国的にいじめ問題が深刻化する中で、平成 29 年 3 月に「いじめ防止等のための基本的な方針（国の方針）」が改定され、同年 12 月には「群馬県いじめ防止基本方針」が改定された。また、安中市ではこれを受け平成 30 年 7 月に「安中市いじめ防止基本方針」を改定した。以上のことを踏まえ、ここに「第二中学校いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けて全力で取り組んでいく。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（文部科学省【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】）

- ・「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」「いじめられている生徒を必ず守り通す」を基本的な考え方とする。
- ・「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るもの」との認識の下、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けて全職員で組織的に対応する。
- ・「いじめのない社会をつくる」という認識を共有して、家庭、地域、関係機関と連携して取り組む。
- ・「いじめを生まない学校の風土づくり」のために、生徒主体のいじめ防止活動の充実と推進に努める。
- ・少しでもいじめが疑われる事案については、積極的な認知に努め、その解消に向けた取組を行う。
- ・いじめ防止のための対策について協議し、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とし、組織（チーム）で取り組んでいく。

2 いじめの防止等のための組織

- ・いじめ防止対策委員会

校長、教頭、いじめ防止対策担当、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを構成員として「いじめ防止基本方針」「いじめ防止活動計画」の策定と見直し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消に向けた取組を行う。

- ・生徒指導部会、教育相談部会

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、各学年担当を構成員として、定期的を開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消に向けた情報共有や取組を行う。

3 いじめの防止等に向けた取組

(1) 学校の取組

- ・「いじめ防止活動年間計画」を策定して、組織的・計画的に取り組む。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、温かな人間関係を築くために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・未然防止に向けていじめアンケートの実施や生活ノートの活用を行う。
- ・生徒指導部会、教育相談部会での情報共有を行う。
- ・生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
- ・いじめを生まない温かな人間関係作り、学級作りに務める。
- ・ネットいじめへの対応として、情報モラル講習会を実施したり、保護者への啓発を行ったりする。
- ・教師の人権感覚をよりいっそう磨くことに努める。
- ・「安中市いじめ防止子ども会議」「安中市いじめ防止フォーラム」に参加して、内容を校内で紹介したり他校の発表を参考に実践を行ったりする。
- ・スクールカウンセラー等へ積極的に相談できるよう努める。

(2) 家庭との連携

- ・「いじめ防止基本方針」の内容やいじめ防止に向けた学校の取組をホームページや各種たよりで周知する。
- ・「家庭におけるいじめ発見のチェックポイント」を活用して、啓発に努める。
- ・スクールカウンセラーへ悩みの相談ができる体制を整える。作りに務めるとともに、SCとの相談体制を整える。
- ・保護者や生徒の悩みを相談できるよう。県内の相談窓口を紹介する。
- ・情報モラル講習会へ保護者の参加も呼びかけて、啓発に努める。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・安中市福祉課や子ども課、西部児童相談所と積極的に連携を図り、必要に応じてケース会議を開催する。
- ・毎月「生活アンケート」を行い、その結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめを認知した場合は速やかに報告する。

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第 28 条に定める重大事態（いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき）が発生した時は速やかに市教育委員会に報告する。

教育委員会と協議の上、適切な対応を行う。

5 取組の評価

- ・校内で、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、改善に努める。
- ・学校評価による検証や学校評議員会での検証を行う。

（平成 31 年 4 月から運用）